

むつ市議会第252回定例会会議録 第6号

議事日程 第6号

令和4年7月6日（水曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第1 議案第33号 むつ市分収林設定条例の一部を改正する条例
- 第2 議案第34号 財産の取得について
(むつ市役所大畑庁舎配備の除雪ドーザを、老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第3 議案第35号 財産の取得について
(市内各小中学校の校務用及び財務情報システム用のパソコンを、老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第4 議案第37号 むつ市スマート農業推進条例
- 第5 議案第38号 むつ市企業誘致促進条例の一部を改正する条例
- 第6 報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市税条例等の一部を改正する条例)
- 第7 報告第22号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第8 報告第23号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第9 報告第24号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第10 報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
(むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)

【委員長報告、質疑、討論、採決】

- 第11 請願第1号 「学校給食の無償化」に関する請願

【議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決】

- 第12 議案第39号 令和4年度むつ市一般会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22人）

1番	佐藤	武	2番	工藤	祥子
3番	杉浦	弘樹	4番	東	健而
5番	野中	貴健	6番	佐賀	英生
7番	斉藤	孝昭	8番	山本	留義
9番	富岡	直哉	10番	村中	浩明
11番	鎌田	ちよ子	12番	住吉	年広
13番	白井	二郎	14番	濱田	栄子
15番	佐藤	広政	16番	富岡	幸夫
17番	岡崎	健吾	18番	原田	敏匡
19番	佐々木	隆徳	20番	浅利	竹二郎
21番	佐々木	肇	22番	大瀧	次男

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

市長	宮下	宗一郎	副市長	川西	伸二
教育長	阿部	謙一	公営企業 管業者	村田	尚
代表委員 監査委員	齊藤	秀人	政統 括策監	吉田	真
総務部長	吉田	和久	総務部 デジタル 行政推進	藤島	純
企画政策 部長	角本	力	財務部長	松谷	勇
民生部長	杉澤	一徳	福祉部長	中村	智郎
健康 づくり 推進部長	菅原	典子	子ども ども smile koffice にり 所	吉田	由佳子
経済部長	立花	一雄	都市 整備 部長	中里	敬
建設技術 部長	小笠原	洋一	川内 庁舎 長	木下	尚一郎
大畑 庁舎 長	高杉	俊郎	協野 庁舎 所 長	小田	晃廣

會計者
管理會

千代谷 賀士子

選舉事務局長
管理會

工藤 淳 一

監査委員
事務局長

伊藤 恭雄

農委事務局長
農業事務局長

成田 司

教育部長

伊藤 大治郎

上下水道局長
民生部

中村 久

總務部
推進室
部長

石橋 秀治

總務課
部長

一戸 義則

總務部
課長

徳 学

總務部
課長

菊池 亘

事務局職員出席者

事務局長

佐藤 孝悦

次長

中野 敬三

總括主幹

櫻田 誠

主任主査

畑中 佳奈

主任主査

井田 周作

主任

浜端 快

質疑、討論、採決

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（大瀧次男） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（大瀧次男） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず初めに、6月28日、各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果について、総務教育、産業建設、民生福祉の各常任委員長より、それぞれ会議規則第111条の規定に基づき、委員会審査報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

次に、6月28日、総務教育常任委員会に付託いたしました請願の審査結果について、6月28日、総務教育常任委員長から、会議規則第144条第1項の規定に基づく委員会審査報告書の提出がありました。なお、報告書はお手元に配信しておりますので、御覧願います。

次に、6月28日、市長から、今定例会に議案1件を追加提案したい旨の申入れがあり、先ほど開催した議会運営委員会で、本日の議事日程の最後にこれを上程し、審議することが決定されておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（大瀧次男） 本日の会議は議事日程第6号により議事を進めます。

◎日程第1～日程第10 委員長報告、

○議長（大瀧次男） 日程第1 議案第33号 むつ市分収林設定条例の一部を改正する条例から、日程第10 報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの10件を一括議題といたします。

委員会付託した議案等についての各常任委員会における審査の経過並びに結果について、各常任委員長から報告を求めます。

まず、議案第35号、報告第21号及び報告第23号から報告第25号までについて、総務教育常任委員長の報告を求めます。総務教育常任委員長。

（11番 鎌田ちよ子議員登壇）

○11番（鎌田ちよ子） おはようございます。総務教育常任委員会に付託されました議案1件、報告4件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月28日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決、承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第35号 財産の取得についてありますが、理事者側から、市内各小中学校において使用している校務用パソコン及び財務情報システム用パソコンを、老朽化に伴い更新するためのものであり、契約金額は1,618万2,540円、納入期限は令和4年12月21日であるとの説明がありました。

これに対し委員から、パソコンのソフトウェアの仕様についての質疑があり、理事者側から、各学校に配備するパソコンのソフトウェアの仕様は

全て同一であり、成績表の作成のほか教職員が幅広く使用できるよう配慮した仕様としているとの答弁がありました。

さらに同じ委員より、今回更新する178台は、各学校で使用しているパソコンの総数の何割にあたるのか、また、今後の更新計画についての質疑があり、理事者側から、現在各学校に配備しているパソコンの総数は465台であり、残りのパソコンについても来年度以降に順次更新していくとの答弁がありました。

また別の委員から、今回の入札状況において、辞退及び棄権が多い理由並びに結果的に2者の競争入札となったことへの見解について質疑があり、理事者側から、入札の辞退に際しては、その理由まで求めていないため承知していない、また、市としても業者の辞退については事前に判断できかねるため、受注機会の公平性の観点から、今後も対象となる品目の指名願いを提出した市内の全ての業者に通知し、入札を執行していくとの答弁がありました。

次に、報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、地方税法の一部改正に伴い、むつ市税条例等の一部を改正する条例を専決処分したもので、主な改正内容は、固定資産税の土地に係る負担調整措置について、令和4年度に限り、商業用地等に係る課税標準額の上昇幅を現行の5.0%から2.5%にするほか、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除について、その適用期限を4年延長するもの等であるとの説明がありました。

これに対し委員から、適用の対象となる商業用地等についての質疑があり、理事者側から、令和4年度において条件を満たし、減額となる土地については、金額にして6万円となるとの答弁がありました。

次に、報告第23号 専決処分した事項の報告及

び承認を求めることについてであります。理事者側から、租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、主な改正内容は、租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の引用部分について、所要の条文整理をするものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第24号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、むつ市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、主な改正内容は、租税特別措置法及び租税特別措置法施行令の引用部分について、所要の条文整理をするものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、地方再生法第17条の6の地方公共団体等を定める省令の一部改正に伴い、むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、主な改正内容は、固定資産税の課税免除及び不均一課税に係る適用期限を令和6年3月31日まで2年間延長し、また、減価償却資産の取得期限を2年から3年に延長するほか、所要の条文整理をするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、適用の対象となる件数についての質疑があり、理事者側から、現在対象者はいないとの答弁がありました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで総務教育常任委員長の

報告を終わります。

次は、議案第33号、議案第34号、議案第37号及び議案第38号について、産業建設常任委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長。

(13番 白井二郎議員登壇)

○13番(白井二郎) おはようございます。産業建設常任委員会に付託されました議案4件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月28日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました議案につきましては、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

初めに、議案第33号 むつ市分収林設定条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、市有林全般に分収林を設定することができるよう、また、伐採後の市有林の整備を促進し持続可能な森林経営を行っていくため、市外の方でも分収林の設定契約の対象者となることのできるよう改正するものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、分収林伐採跡地を太陽光発電等に活用する考えはないかとの質疑があり、理事者側から、国土の保全及び災害の防止という観点から、基本的には再造林を行うことを考えているとの答弁がありました。

また、別の委員から、伐期を迎えた分収林の伐採計画についての質疑があり、理事者側から、分収林組合と協議し、計画的に伐採していくこととなるが、伐採にあたっては作業員の問題もあり、作業員の配置状況によっては、数年に分けて伐採することとなるとの答弁がありました。

次に、議案第34号 財産の取得についてであり

ますが、理事者側から、むつ市役所大畑庁舎配備の除雪ドーザを、老朽化に伴い積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法に基づき、国の交付金を受けて更新するためのものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

次に、議案第37号 むつ市スマート農業推進条例についてであります。理事者側から、スマート農業を推進するための必要な助成措置を講じ、農業経営の安定化による担い手の確保、耕作放棄地の有効活用等による規模拡大及び新規参入を促進することにより、地域農業の活性化及び雇用機会の拡大を図り、地域経済の発展に寄与するためのものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、既に進出が決定された企業に対する助成額の想定はしているのかとの質疑があり、理事者側から、現時点では進出が決まった段階であるため、今後、事業計画に基づいて全体の額が一定程度明らかになった段階で議会にお諮りしたいとの答弁がありました。また別の委員から、国の補助制度のほかに一般財源による助成金を交付する意図についての質疑があり、理事者側から、国の補助制度以外に、市から施設設置等に係る助成をすることにより、これからスマート農業に挑戦していく方を支援していきたいと考えているとの答弁がありました。

次に、議案第38号 むつ市企業誘致促進条例の一部を改正する条例についてであります。理事者側から、更なる企業誘致の促進を図り、産業の振興及び雇用の創出に資するため、助成金にかかる限度額を廃止するほか、所要の条文整備をするものであるとの説明がありましたが、委員からの質疑等はありませんでした。

以上で、産業建設常任委員会の審査報告を終わります。

○議長(大瀧次男) これで産業建設常任委員長の

報告を終わります。

次は、報告第22号について、民生福祉常任委員長の報告を求めます。民生福祉常任委員長。

(18番 原田敏匡議員登壇)

○18番(原田敏匡) おはようございます。民生福祉常任委員会に付託されました報告1件について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月28日、関係部長等の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました報告につきましては、全会一致で承認すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

報告第22号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてであります。理事者側から、地方税法施行令の一部改正に伴い、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したもので、主な改正内容は、令和4年度以降の基礎課税額にかかる課税限度額を2万円引き上げて65万円とし、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を1万円引き上げて20万円とするものであるとの説明がありました。

これに対し委員から、地方税法施行令の一部改正の内容と本改正の目的についての質疑があり、理事者側から、国民健康保険税の課税限度額については、地方税法において政令で定める額を超えることができないとされており、地方税法施行令に定められている国民健康保険税の基礎課税額の限度額及び後期高齢者支援金等課税額の限度額を引き上げたものである。また、このことにより、高所得者層に引上げ分をご負担いただくことで、中間所得者層の負担軽減につながるものであると理解しているとの答弁がありました。

以上で、民生福祉常任委員会の審査報告を終わります。

○議長(大瀧次男) これで民生福祉常任委員長の報告を終わります。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

ここで議事整理のため、午前10時35分まで暫時休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時35分 再開

○議長(大瀧次男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑、討論、採決を行います。

先ほど一括議題といたしました5議案、5報告については、それぞれ区分して質疑、討論、採決を行いますので、ご了承願います。

◇議案第33号

○議長(大瀧次男) まず、議案第33号 むつ市分収林設定条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、議案第33号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第34号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第34号 財産の取得について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市役所大畑庁舎配備の除雪ドーザを、老朽化に伴い更新するためのものです。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第34号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第35号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第35号 財産の取得について、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、市内各小中学校の校務用及び財務情報システム用のパソコンを老朽化に伴い更新するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第35号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第37号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第37号 むつ市スマート農業推進条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

◇議案第38号

○議長（大瀧次男） 次は、議案第38号 むつ市企業誘致促進条例の一部を改正する条例について、産業建設常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

◇報告第21号

○議長（大瀧次男） 次は、報告第21号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市税条例等の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、報告第21号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第22号

○議長（大瀧次男） 次は、報告第22号 専決処分

した事項の報告及び承認を求めることについて、民生福祉常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、報告第22号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第23号

○議長（大瀧次男） 次は、報告第23号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

せんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、報告第23号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第24号

○議長(大瀧次男) 次は、報告第24号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市産業振興促進区域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求められます。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、報告第24号は委員長報告のとおり承認されました。

◇報告第25号

○議長(大瀧次男) 次は、報告第25号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、

総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

本案は、むつ市地方活力向上地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例について、報告及び承認を求められます。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) 質疑なしと認めます。以上で質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認であります。委員長報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀧次男) ご異議なしと認めます。よって、報告第25号は委員長報告のとおり承認されました。

◎日程第11 委員長報告、質疑、討論、採決

◇請願第1号

○議長(大瀧次男) 次は、日程第11 請願第1号 「学校給食の無償化」に関する請願を議題といたします。

総務教育常任委員会に付託した請願第1号の審査の経過並びに結果について、総務教育常任委員長から報告を求めます。総務教育常任委員長。

(11番 鎌田ちよ子議員登壇)

○11番(鎌田ちよ子) 総務教育常任委員会に付託されました請願第1号 「学校給食の無償化」に関する請願について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会は、6月28日、紹介議員の出席を求めて審査いたしました。

審査の結果は、委員会審査報告書のとおりであります。付託されました請願第1号につきましては、反対討論があり、起立採決の結果、願意に沿いがたく、不採択とすべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程において出されました主なる質疑等について申し上げます。

まず、委員から、今回の請願者は、この「学校給食の無償化」に関する請願について、むつ市議会ほか、県内40市町村の全てに対して提出しているのかとの質疑があり、紹介議員から、現在学校給食費の無償化を実施している13市町村以外の市町村に提出しているとの答弁がありました。

また同じ委員から、学校給食費の無償化を実施している自治体及び補助を実施している自治体について、それぞれの考え方や経緯を把握しているのかとの質疑があり、紹介議員から、全てを把握しているわけではないが、学校生活の諸費用の負担の中で学校給食費の割合が非常に大きく、子育て世代の負担が大きいことから、家庭の負担軽減のためにそれぞれの自治体で取り組んでいるものと考えているとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、学校給食費の無償化は一括して国がやるべきことと皆が望んでいるが、それぞれ自治体の事情があり、これに至っていない現状である。本来は、それぞれの自治体が責任を持って実現することであり、それに対して国はしっかりと財政支援をするべきであるとの意見がありました。

また別の委員から、非課税世帯の家庭における学校給食費については既に就学援助制度によって援助されている状況であり、これを全世帯に拡大するに当たっての一番の問題は財源ではないのかとの質疑があり、紹介議員から、今回の請願にお

いては、学校給食費の無償化を市ではなく、国に求めているものであるとの答弁がありました。

さらに同じ委員から、請願書に記載のとおり、国会において政府が、学用品、学校給食費などの無償も考えているという答弁をしていることから、一定の前向きな方向性があり、学校給食費に特化して取り上げるのは時期尚早ではないかとの質疑があり、紹介議員から、学校給食法及び学習指導要領において食育分野について規定されており、当然に教育課程の中に組み込まれているものであることから、義務教育である小中学校については、学校給食費の無償化を国に求めていくべきと考えたとの答弁がありました。

以上で、総務教育常任委員会の審査報告を終わります。

○議長（大瀧次男） これで総務教育常任委員長の報告を終わります。

ここで、議事整理のため午前11時5分まで暫時休憩いたします。

午前10時50分 休憩

午前11時05分 再開

○議長（大瀧次男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願第1号について、質疑、討論、採決を行います。

まず、総務教育常任委員長報告に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。以上で総務教育常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論の通告がありま

すので発言を許可します。2番工藤祥子議員。

(2番 工藤祥子議員登壇)

○2番(工藤祥子) 「学校給食の無償化」に関する請願について賛成討論を行います。

貧困と格差の広がりや長引くコロナ禍、円安による物価の高騰等がますます市民の暮らしを追い詰めています。内閣府では、昨年2月から3月にかけて、子供と保護者への全国初の貧困調査を行い、報告書を公表しました。詳細な報告はできませんが、必要とする食料が買えなかったと答えた人が準貧困層で15%、貧困層で37.7%です。また、昨年8月にむつ市子どもの貧困対策推進計画策定のための小中学生と保護者へのアンケート調査が取り組まれましたが、その一部である小中学校への調査の中で、学校の子供が貧困状態にあると感じた場面についての問いについて、教材費や給食費の未納、滞納と答えています。学校への納付金の中で、給食費が重い負担と言われています。

給食費無料化実施の全国的状況は、小中学校で76自治体、小学校のみ4、中学校のみ2自治体、含めて82自治体です。青森県内40自治体の中で給食費無償化実施は13自治体、補助をしている自治体を含めると23自治体です。義務教育の機会均等から考えても、地域により格差があってはならないことです。

政府も国会において、義務教育の無償化の実現、学用品、学校給食費などの無償も考えていると答弁はしています。

学校給食費無償化の請願は、青森県内ではこの6月議会に大鰐町議会が1つ増えて、青森市、五所川原市等24自治体で半分を超えて、そしてその請願書は政府に送付されています。

コロナが長期化し、物価高騰による学校給食費への影響が懸念される中、政府は4月26日に発表した総合緊急対策に地方創生臨時交付金で学校給食の負担軽減に向けた取組を支援する方針に取り

組みました。しかし、この交付金は1年限りの措置です。自治体だけの財政力には限界があります。物価高騰で苦しんでいる今、国の政策として学校給食の無償化を実現すべきです。

今回の機会にいろいろと調べる中で、1961年に教科書をタダにする会をつくって、憲法第26条の義務教育は無償と学びながら署名を集め、1964年に教科書の無償化を実施させた四国高知市の漁師のお母さん方の運動を知り、感動しました。

当市でも昨年の希望のまちづくり市民のつどいの要望の中にもこの学校給食費の無償化が書かれていました。少子化の今日、子育て支援のため、憲法26条、義務教育は無償の条文を暮らしの中にしっかりと生かしてほしい、この地方議会からの声を住民の声を国会に届けることが本当に大切だと思います。

皆さんの請願へのご賛同を心からお願いいたします。

○議長(大瀧次男) これで討論を終わります。

これより採決に入ります。この採決は起立により行います。

請願第1号に対する委員長の報告は不採択とすべきものであります。本請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立者3人、起立しない者17人)

○議長(大瀧次男) 起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決定いたしました。

◎日程第12 議案上程、提案理由説明、質疑、討論、採決

○議長(大瀧次男) 次は、日程第12 議案第39号 令和4年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

(宮下宗一郎市長登壇)

○市長(宮下宗一郎) おはようございます。ただいま追加上程されました議案第39号 令和4年度むつ市一般会計補正予算について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

本案は、2億9,616万9,000円の増額補正でありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、397億8,200万9,000円となります。

まず、歳出についてであります。新型コロナウイルス感染症による景気・経済低迷の長期化及び燃油価格・物価高騰に対応するための「生活支援」として、衛生費にはごみ袋配布事業費を、諸支出金には水道料金支援事業費を計上しております。

また、「事業者・生産者支援」として、農林水産業費には燃油価格高騰対策事業費を、商工費には燃油価格高騰対策事業費及び宿泊業経営安定化事業費を計上しております。

次に、歳入についてであります。国庫支出金に歳出との関連において補助見込額を計上しておりますほか、繰入金では補正財源を調整するため、財政調整基金を取り崩しております。

以上をもちまして、追加上程されました議案について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長(大瀧次男) これで提案理由の説明を終わります。

ただいま上程されました議案については、この後質疑、討論、採決を行いますが、ここで議事整理のため、午前11時45分まで暫時休憩いたします。

午前11時13分 休憩

午前11時45分 再開

○議長(大瀧次男) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇議案第39号

○議長(大瀧次男) これより議案第39号 令和4年度むつ市一般会計補正予算に対し、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので発言を許可します。
14番濱田栄子議員。

○14番(濱田栄子) 議案第39号について質疑いたします。

燃油価格高騰対策事業費についてお尋ねいたします。目的といたしましては、燃油価格の高騰により事業運営に支障が生じている事業者の負担を軽減するため、令和4年度の自動車税、軽自動車税支払額分及び漁船に係る燃料購入費に対して支援金を交付するとあります。

そして、対象者といたしましては、運送事業者を含む事業者またはあんしん飲食店等認定制度もしくはあんしん事業者認定制度の認定等を受けている事業者もしくは令和4年10月31日までに申請を完了している事業者であること、今後も事業を継続する意思があることとあります。

自動車税の対象としては、計上されているものは軽自動車から大型まで2,078台、漁船としてはゼロトンから20トン以上で360隻を対象として計上されております。この自動車税に関しては、2,078台の方たちは全員あんしん飲食店等認定制度を受けているのか、または個々に申請が必要であるのか、まずこれ1点お伺いいたします。

次に、交付日程等はどのようになっているのか。
2点、お伺いいたします。

○議長(大瀧次男) 経済部長。

○経済部長(立花一雄) お答えいたします。

まず、2,078台の分ということですが、

対象となりますのが運送事業者でございます。運送事業者につきましては、あんしん飲食店等に認定されていない事業者もあろうかと思いますが、まずは運送事業者であれば対象になるということでございます。

もう一つがあんしん飲食店等の認定を受けているいわゆるあんしん生産者につきましては、こちらにつきましては所有している自動車で営業等に使用しているもの1台について、支払いを済ませております自動車税もしくは軽自動車税のほうの1台分を給付するというような中身になっております。

続いて2点目の交付の申請時期ということですが、事業のスケジュールといたしましては、8月から10月の間に申請を受け付けてまいりたいというふうに考えておまして、申請を受理しましたら、二、三週間内に給付が完了するようということを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（大瀧次男） 14番。

○14番（濱田栄子） 申請を受けていないというか、あんしん飲食店等認定制度の認定を受けていない方は令和4年10月31日までですけれども、受けている方でも8月から10月に申請を受けるということですよ。受けている方は、もうすぐに交付に入るというわけではないのですか。そこのところをお聞きいたします。

それから、船舶についても同じような交付状況になるのかお願いいたします。

○議長（大瀧次男） 経済部長。

○経済部長（立花一雄） お答えいたします。

あんしん飲食店等の認定を受けていらっしゃる事業者に関しましては、8月、申請が開始したらすぐにでも申請が可能でございまして、まだそのあんしん飲食店等認定を受けていらっしゃらない事業者につきましては、申請期限の10月31日まで

の間に認定をお受けただいて、それで申請が可能だということでご了承いただければと思います。

それから、船舶のことに関しましても同様でございまして、あんしん飲食店等認定を受けている方については、すぐに申請が可能です。受けていらっしゃる方につきましては、10月31日までの間に認定、認証をお受けただいて、申請いただければというふうに考えております。

○議長（大瀧次男） 以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） 質疑なしと認めます。

以上で議案第39号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀧次男） ご異議なしと認めます。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（大瀧次男） これで、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

以上で、むつ市議会第252回定例会を閉会いた

します。

午前11時51分 閉会